

手数料の見直し（案）

事務の名称	高齢者の居住の安定確保に関する法律関係事務
-------	-----------------------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

手数料の名称・区分			単位	料金		
				改定前	改定後（案）	改定見込額
サービス付き高齢者向け住宅事業の登録又は登録更新申請手数料	サービス付き高齢者向け住宅の戸数	10戸以下	件	25,000	25,000	0
		11戸以上20戸以下	件	28,000	<u>29,000</u>	1,000
		21戸以上30戸以下	件	32,000	<u>33,000</u>	1,000
		31戸以上40戸以下	件	36,000	<u>37,000</u>	1,000
		41戸以上50戸以下	件	40,000	<u>41,000</u>	1,000
		51戸以上70戸以下	件	47,000	<u>48,000</u>	1,000
		71戸以上100戸以下	件	58,000	<u>59,000</u>	1,000
		101戸以上	件	69,000	<u>70,000</u>	1,000